

広島県あいサポート運動企業・団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県において、あいサポート運動に取り組む企業又は団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、企業又は団体による実践的な「あいサポート運動」の一層の促進を図り、もって共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいサポート運動

県民が、「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮の実践を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す県民運動をいう。

(2) あいサポート運動企業等

あいサポート運動に取り組むものとして、広島県が認定した企業又は団体（以下「企業等」という。）をいう。

(あいサポート運動企業等の要件)

第3条 あいサポート運動企業等は、原則として、次の各号に掲げるいずれかの事項に取り組む企業等でないといけない。

- (1) 職員又は会員（以下「職員等」という。）を対象とした「あいサポート研修」の実施
- (2) 職員等への「あいサポーター研修」、「あいサポートリーダー研修」受講への働きかけ
- (3) 職員等へのテキスト「障害を知り、共に生きる」を読むことの推奨
- (4) 職員等への「あいサポートバッジ」着用の推奨
- (5) 事業所、店舗、社用車等へのステッカー、チラシの掲示
- (6) 自社広報物、自社ホームページ等での「あいサポート運動」の掲載
- (7) 障害者差別解消法や障害者雇用促進法の推進への取組
- (8) 障害のある人を支援、援助する地域活動等への取組
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、あいサポート運動の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組

2 前項の企業等は、次のいずれかを一の単位とする。

- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所や部署をまとめたもの
- (2) 当該企業等の各事業所や各部署

(あいサポート運動企業等の認定)

第4条 あいサポート運動企業等の認定は、前条第1項に規定する企業等が、同条第2項に規定する単位ごとに広島県が別に定める「あいサポート運動企業・団体認定申請書（以下「申請書」という。）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる項目を含める。

- (1) 企業等の名称及び住所
- (2) 代表者の職・氏名
- (3) 事業や業務の内容

- (4) 職員数・会員数
 - (5) 担当者の所属・職・氏名及び電話番号等の連絡先
 - (6) あいサポート運動企業等として取り組む内容（予定を含む。）
- 3 広島県は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート運動企業等の認定を行ってはならない。
- (1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団であるとき。
 - (2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。
- 4 広島県は、あいサポート運動企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。
- 5 前項の認定証には、少なくとも次に掲げる項目を含める。
- (1) 企業等の名称
 - (2) 認定番号
 - (3) 認定日
- 6 広島県は、認定したあいサポート運動企業等が認定の公表を希望する場合は、広島県ホームページにより公表することができる。

（あいサポート運動企業等の変更の届出）

第5条 あいサポート運動企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、第3条に規定する認定の要件に影響を及ぼす場合は、広島県に申請内容の変更を届け出なければならない。

（認定の取消し）

- 第6条 広島県は、あいサポート運動企業等が第3条に規定する要件を欠くと認める場合及び第4条第3項各号に該当すると認める場合は、あいサポート運動企業等の認定を取り消すことができる。
- 2 広島県は、前項の規定により認定の取消しをしようとする場合は、あらかじめ理由を付して当該あいサポート運動企業等にその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受け取ったあいサポート運動企業等は、通知を受けとった日から起算して30日以内に、広島県に対し、文書により異議がある旨の意見を述べることができる。
- 4 広島県は、前項に規定する意見の申出を受けたときには、当該意見の事実を確認するため、調査を実施するものとする。
- 5 広島県は、第2項の通知を発出した日の翌日から起算して30日以内に、当該あいサポート運動企業等から第3項の規定に基づく意見の申出がない場合又は前項の規定による調査の結果により認定の取消が適当と判断したときは、その旨を通知し、当該あいサポート運動企業等の認定を取り消すものとする。
- 6 前項の規定によりあいサポート運動企業等の認定を取り消された企業等は、広島県に認定証を返納しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

あいサポート研修実施計画書

年 月 日

広島県知事 湯崎 英彦 様

次のとおり「あいサポート研修」を実施しますので、計画書を提出します。

企業・団体の名称		
代表者の職・氏名		
研修の名称	※他の研修会や説明会の中で行う場合は、その研修会や説明会の名称を記載してください。	
日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ※時間は、あいサポート研修に関する時間帯について記載してください。	
場 所		
対 象 者	※どういった方を研修対象としているか分かるよう記載してください。	
参加人数	人	
具体的内容		
使用 する 啓 発 物 品	あいサポートバッジ	個
	テキスト「障害を知り、共に生きる」	冊
	児童用テキスト「障害を知り、共に生きる」	冊
	あいサポート運動のチラシ	枚
	その他 ()	
連 絡 先	担当者の所属・職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
備 考		

※あいサポート研修を実施しようとする場合は、あいサポート研修実施計画書を提出してください。(既にあいサポート運動企業・団体の認定を受けており、あいサポート研修を実施しようとする場合もあいサポート研修実施計画書を提出してください。)

※あいサポート研修実施計画書の提出・問合せ先

広島県 健康福祉局 障害者支援課 地域生活・発達障害グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電話：082-513-3157 FAX：082-223-3611

あいサポート研修実施報告書

年 月 日

広島県知事 湯崎 英彦 様

次のとおり「あいサポート研修」を実施しましたので、報告書を提出します。

企業・団体の名称		
代表者の職・氏名		
研修の名称	※他の研修会や説明会の中で行う場合は、その研修会や説明会の名称を記載してください。	
日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ※時間は、あいサポート研修に関する時間帯について記載してください。	
場 所		
対 象 者	※どういった方を研修対象としているか分かるよう記載してください。	
参加人数	人	
具体的内容		
使用した 啓発物品	あいサポートバッジ	個
	テキスト「障害を知り、共に生きる」	冊
	児童用テキスト「障害を知り、共に生きる」	冊
	あいサポート運動のチラシ	枚
	その他 ()	
連 絡 先	担当者の所属・職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
備 考		

※あいサポート研修を実施した場合は、研修終了後2週間以内にあいサポート研修実施報告書を提出してください。

※あいサポート研修実施報告書の提出・問合せ先

広島県 健康福祉局 障害者支援課 地域生活・発達障害グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 電話：082-513-3157 FAX：082-223-3611